

新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型 TYPE1)事業 伊賀市上下水道台帳
管理システム構築業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

この業務は、上下水道業務の効率化・高度化及び住民サービスの向上に向けて実施するもので、伊賀市上下水道台帳管理システム構築業務を公募型プロポーザル方式（以下、「プロポーザル」という。）により、豊富な知識と専門的な企画力を有する事業者から広く提案を募り、総合的な審査により、受託候補者（以下、「候補者」という。）を決定するために、必要な事項を定めるものとする。

(2) 名称

新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型 TYPE1)事業
伊賀市上下水道台帳管理システム構築業務委託

(3) 場所

伊賀市 ゆめが丘 地内

(4) 業務内容

別紙「新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型 TYPE1)事業 伊賀市上下水道台帳管理システム構築業務委託要求水準書」のとおり

(5) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで（本運用までの仮稼働、操作研修期間を含む）

2. プロポーザルの実施方式

公募型

3. 予算限度額

委託料の上限は 67,650,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、この費用には企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、本市との打ち合せに要する費用も含まれる。

4. 参加資格

公告日現在、伊賀市契約規則（令和 4 年伊賀市規則第 29 号）第 15 条第 2 項に規定する入札参加資格者名簿の「調査検査業務－計画策定・コンサルティング」に登録されている者で、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全でない者
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく会社更生手続開始若しくは更正手続開始の申立てがなされている場合又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく

く再生手続開始若しくは再生手続開始の申立てがなされている場合にあっては、一般（指名）競争入札参加資格の再審査に係る認定を受けている者

- (4) 公告又は指名から契約締結までの期間に、本市又は三重県で指名停止等の措置を受けていない者（ただし、本市において指名停止を受けた場合、本市の措置期間が終了した時点から申請可）
- (5) 法令、規則等に違反していない者
- (6) プライバシーマーク（JISQ15001）の付与を受けている者又は本業務担当部門が情報セキュリティマネジメントシステム（ISO27001 又は JISQ27001）を取得している者
- (7) 直近 10 年において、水道台帳管理システムと下水道台帳管理システムを同じシステムで運用した実績がある者
- (8) 直近 10 年に上水道及び下水道台帳管理システムの構築（再構築含む）業務を各 1 件以上受託し既に完了した実績がある者
- (9) 上記（8）により構築又は再構築した上水道又は下水道台帳管理システムが、本業務の公告日時点で 1 件以上稼働している実績を有している者であること。

5. 技術提案を求める内容

別紙「新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型 TYPE1)事業 伊賀市上下水道台帳管理システム構築業務委託要求水準書」のとおりとする。

6. 参加資格確認申請書及び設計図書

(1) 提出書類

- | | | |
|---|--------------------------|-----|
| ア | プロポーザル参加資格確認申請書（様式第 2 号） | 1 部 |
| イ | 会社概要書（様式第 2 - 1 号） | 1 部 |
| ウ | 誓約書（様式第 2 - 2 号） | 1 部 |
| エ | 履行実績書（様式第 3 号） | 1 部 |

※「直近 10 年において水道台帳管理システムと下水道管理台帳システムを同じシステムで運用した実績」、「直近 10 年に上水道及び下水道台帳管理システムの構築（再構築含む）業務を各 1 件以上受託し既に完了した実績」を記載し、それぞれ業務内容及び実績を証する契約書等の一部（写）を添付すること。また、現在稼働中であるものについては、保守契約等の一部（写）を添付すること。

オ 配置予定技術者届出書（様式第 4 号）

※管理技術者は測量士の資格を有し、他自治体の同種業務に従事した経験を有する者を配置し、照査技術者は空間情報総括管理技術者または応用情報技術者の資格を有する者を配置すること。

※雇用が確認できる書類、資格証の写し及び実務経験を証する書類を添付すること。

カ 納税証明書（未納税額がない証明書）

(2) 提出書類の受付

- ア 受付期間 令和7年6月18日（水）から令和7年7月4日（金）まで
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び平日の正午から午後
1時までを除く。）
- イ 受付場所 伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4
伊賀市上下水道部下水道課
- ウ 提出方法 書面により持参とする。

(3) 設計図書等の閲覧

- ア 閲覧期間 令和7年6月18日（水）から令和7年7月4日（金）まで
伊賀市ホームページに掲載する。

(4) 設計図書等に対する質問

- ア 提出期日 令和7年6月18日（水）から令和7年7月4日（金）まで
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び平日の正午から午
後1時までを除く。）
- イ 提出場所 伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4
伊賀市上下水道部下水道課
- ウ 提出方法 書面により持参とする。

(5) 設計図書等に対する回答

- (1) 掲載開始日 令和7年7月11日（金）
- (2) 掲載場所 伊賀市ホームページ

7. プロポーザル参加資格の確認

(1) 参加者の決定

提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等の内容について確認し、参加資格の有無について決定する。

(2) 参加資格の有無の通知

令和7年7月10日（木）（予定）

(3) 参加資格の有無について

参加資格の有無については、プロポーザル参加資格確認結果通知書（様式第5号）により通知する。

(4) 資格がないと通知された者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領（平成19年伊賀市告示第256号）第4条に規定する苦情申立書（様式第10号）により否認理由の説明を求めることができる。

- ア 提出期間 プロポーザル参加資格確認結果通知書にて通知を受けた日の翌日
から5日以内午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び正午か

ら午後1時までを除く。)

イ 提出場所 伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4
伊賀市上下水道部下水道課

ウ 提出方法 持参とし、郵送は認めない。

(5) 中止又は延期

伊賀市プロポーザル方式実施要綱（平成25年伊賀市告示第176号）第17条に該当する場合は、プロポーザルを中止又は延期する場合がある。

8. 提案書の提出

(1) 提出期間 令和7年7月11日（金）から令和7年7月18日（金）まで
午前9時から午後4時30分まで（閉庁日及び正午から午後1
時までを除く。)

(2) 提出場所 伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4
伊賀市上下水道部下水道課

(3) 提出方法 持参による。

(4) 提出部数 別紙「新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型
TYPE1)事業 伊賀市上下水道台帳管理システム構築業務委託に係
る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」参照

(5) 作成要領 別紙「新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型
TYPE1)事業 伊賀市上下水道台帳管理システム構築業務委託に係
る公募型プロポーザル企画提案書等作成要領」参照

9. 評価方法及び評価基準

本プロポーザルの審査は、一次審査及び二次審査の2段階で行う。企画提案書等の特定までに関わる審査は、新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型 TYPE1)事業 伊賀市上下水道台帳管理システム構築業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が実施し、一次審査及び二次審査の合計点である評価合計点により最優秀者1者、次点者1者を選定する。ただし、審査委員会委員（以下「審査委員」という。）による評価項目において、審査委員の過半数がそれぞれの持ち点（合計）の2分の1以下の点数を付けた場合、提案書の特定を見送ることもあり得る。また、委員会は非公開とする。

複数の提案者の評価合計点が同点である場合は、「機能評価点」が高い者を最優秀候補者とする。なお、提案者が1者のみの場合でも審査を実施する。

審査方法は、次に示すとおりとする。

(1) 一次審査（書類審査）の実施と結果通知

提出された企画提案書等について、評価基準に基づいて審査を実施し、上位3者を一

次審査の通過者とする。提案者が3者以内の場合、審査したすべての提案者を一次審査の通過者とする。なお、一次審査における評価項目の合計点が同点の提案者が2者以上となった場合は、提案見積金額の低い方を上位とし、次点者についても同様とする。

ただし、一次審査で次の条件を満たさない場合は失格とする。

- (ア) 提示価格が提案上限額で示す金額の範囲内であること。
- (イ) 作業スケジュールが履行期間内であること。
- (ウ) 様式第9号（システム機能調査表）の公開型GIS機能における必須機能項目の対応状況に「×」がないこと。

一次審査の結果通知及び二次審査の案内は、令和7年7月28日（月）（予定）に書面にて通知する。

(2) 二次審査の実施と結果通知

一次審査通過者に対し、次の内容で二次審査を実施する。

- (ア) 実施日
令和7年8月5日（火）
実施時間及び場所については、改めて通知する。
- (イ) 実施方法
プレゼンテーション及びヒアリング
- (ウ) 実施体制
管理技術者を含めて3人以内とする。
- (エ) 時間配分
プレゼンテーション30分、ヒアリング（質疑応答）15分程度で、1者45分以内とする。なお、プレゼンテーションは30分を過ぎた時点で終了とする。
- (オ) その他留意点
 - ・プレゼンテーションの順番はプロポーザル参加資格確認申請書の受付順とし、時間については別途通知する。
 - ・プレゼンテーションは企画提案書による提案説明、実機によるデモンストレーション及び質疑応答とする。
 - ・プレゼンテーションは提案書に記載した内容に限り、新たな資料を配布することは認めない。
 - ・プレゼンテーションに必要な機器等については、プロジェクター及びスクリーンは本市で準備するが、その他必要な機材については提案者が準備すること。なお、上記の45分とは別に、準備時間及び片付け時間はそれぞれ5分程度とする。
 - ・社名等が特定できないように配慮すること。
 - ・欠席した場合は失格とする。ただし、交通機関の事故等、真にやむを得ない理由

が生じた場合は、速やかに伊賀市上下水道部下水道課に電話連絡し、その指示に従うこと。

評価方法及び評価基準は、別紙「新しい地方経済・生活環境創生交付金(デジタル実装型 TYPE1)事業 伊賀市上下水道台帳管理システム構築業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準書」のとおりとする。

10. 提案書の特定

(1) 提案書特定・非特定の通知

令和7年8月中旬

(2) プロポーザル提案書評価結果通知書(様式第7号)により通知する。

(3) 特定されなかった者は、伊賀市入札及び契約に関する苦情処理事務取扱要領第4条に規定する苦情申立書(様式第10号)により非特定理由の説明を求めることができる。

ア 提出期間 プロポーザル提案書評価結果通知書にて通知を受けた日の翌日から5日以内の午前9時から午後4時30分まで(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)

イ 提出場所 伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4
伊賀市上下水道部下水道課

ウ 提出方法 持参とし、郵送は認めない。

11. 実施スケジュール(予定)

| | |
|-------------|----------------------------------|
| 公告・実施要領等の公表 | 令和7年6月18日(水) |
| 参加表明書類提出期間 | 令和7年6月18日(水)から 令和7年7月4日(金)まで |
| 参加資格の有無の通知 | 令和7年7月10日(木) |
| 質問受付期間 | 令和7年6月18日(水)から 令和7年7月4日(金)まで |
| 質問に対する回答掲載 | 令和7年7月11日(金)に伊賀市ホームページに掲載 |
| 企画提案書等提出期間 | 令和7年7月11日(金)から 令和7年7月18日(金)まで |
| 一次審査(書類審査) | 令和7年7月22日(火) |

| | |
|-----------------------|--------------|
| 一次審査結果通知、二次審査案内 | 令和7年7月28日（月） |
| 二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング） | 令和7年8月5日（火） |
| 審査結果通知 | 令和7年8月中旬 |
| 契約締結 | 令和7年8月下旬 |

12. 業務委託先の決定

(1) 業務仕様書の作成

提案書特定の通知を受けた者は、速やかに業務仕様について本市とその内容を協議し、業務仕様書を作成する。

(2) 契約の方法

業務仕様書が作成されたのち、提案書特定者と随意契約による契約を締結する。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。

(3) 契約保証金の納付

伊賀市契約規則第 28 条の規定による。

13. その他

(1) 詳細は、伊賀市プロポーザル方式実施要綱の規定によるものとする。

(2) 資料作成に要する費用は、参加希望者及び提案書提出者の負担とする。

(3) 一度提出された資料の修正は受け付けない。また、資料の返却は行わない。

(4) 提案書等提出者は、本業務に関して専門分野（管理技術者を除く。）についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルに参加できない。

(5) 提案書等提出者が、審査委員又は関係者と本業務に関する接触を求めたときは失格とする。

(6) 提出書類が、次のいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 企画提案書等作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 提出書類に虚偽の記載があるもの、既に発表されたものと同一あるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。

(7) 提出書類に記載した配置予定の管理技術者は、原則として変更できないこととする。

ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、必ず同等以上の管理技術者であることについて本市の承認を得なければならない。

14. 事務局

伊賀市上下水道部下水道課

伊賀市ゆめが丘七丁目4番地の4

電話 0595-24-2137 FAX 0595-24-2138

メールアドレス gesuidou@city.iga.lg.jp